

人権の尊重

～ ISO26000 7つの中核課題:人権 ～

▶ 基本的な考え方

保土谷化学グループでは、人権の尊重は事業活動を行っていく上で基本となる事項と考えており、「企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」において、法令の遵守、高い倫理観と良識を持った行動、保土谷化学グループで働くすべての者の多様性・人格・個性の尊重、差別やハラスメントのない健康で働きやすい職場環境の確保を表明しております。

企業行動指針はこちらからご覧いただけます。
<https://www.hodogaya.co.jp/company/philosophy#a7>



コンプライアンス行動方針はこちらからご覧いただけます。
<https://www.hodogaya.co.jp/company/governance/compliance/>



▶ 人権問題に関する取り組み

● 人権に関する全社的・総合的なガイドラインの策定

「コンプライアンス行動方針」の基本姿勢の中に、「人権の尊重と差別の禁止」を明記しております。

「コンプライアンス行動方針」より
 人権の尊重と差別の禁止

私たちは、あらゆる企業活動の場面において、基本的人権を尊重し、国籍、人種、信条、性別、年齢、民族、宗教、障害、疾病、社会的身分などの理由による差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。

● サプライチェーンの人権問題に関する取り組みの支援および評価

「調達方針」「調達ガイドライン」を制定し、お取引先様に内容をご理解いただくとともに、保土谷化学グループと同様の人権問題に関する取り組みをお願いしております。

「調達ガイドライン」では、「人権・労働」の遵守項目として、「強制的な労働の禁止」「非人道的な扱いの禁止」「児童労働の禁止」「差別の禁止」「適切な賃金」「労働時間」について明記しております。

● セクシャルハラスメントに関するガイドラインおよびマニュアル

セクシャルハラスメントは「就業規則」にて明確に禁止しております。

さらに、より具体的に職場におけるセクシャルハラスメントの防止に向けて、この問題に対する理解を深め、積極的に対処していくための方策を示した「セクシャルハラスメント対応要領」を策定してマニュアル化し、また相談窓口も設置しております。

▶ 強制労働・児童労働に関する取り組み

「企業行動指針」に「従業員の人格・個性の尊重」を明示し、「コンプライアンス行動方針」では人権の尊重と差別の禁止を明記しております。

これらの方針により、保土谷化学グループでの強制労働や児童労働は認められません。

▶ 個人情報の適正管理

保土谷化学グループは、個人情報の適正な取り扱いの確保について、組織として取り組むため、「個人情報保護方針」を制定・公表するとともに、「個人情報管理規程」および「特定個人情報管理規程」を制定しております。

個人情報や個人番号の取り扱いに関する法令や規則等を遵守し、方針および規程に定めた利用目的の範囲内において、適切に保存・活用・管理を推進するとともに、全役員・従業員に対して、教育や啓発活動を実施しております。

また、EUを含む欧州経済領域の個人データの保護等を目的として、2018年5月25日に施行された「EU一般データ保護規則(GDPR)」への対応も行っております。